

平成 24 年 5 月 22 日

健保事務ご担当者 様

中部アイティ産業健康保険組合

## 被扶養者認定基準改正に伴うお知らせ

平素は、当健康保険組合の事務運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先にご通知申し上げました平成 24 年 4 月以降の被扶養者認定基準改正に伴い事務手続きの詳細についてご連絡いたします。被保険者様ならびに被扶養者様へご周知頂きますようお願い申し上げます。

### 【改正点】

雇用保険の失業給付について、日額 3,611 円以下（60 歳以上又は障害年金を受給できる程度の障害者の場合は日額 5,000 円以下）の受給の場合、被扶養者認定可とする。また、日額が基準の金額より多い方においても待機期間・給付制限期間については認定可とする。

### 【上記対象の方についての事務手続きの流れ】

- ① ハローワークにて雇用保険の失業手当受給を行う。
- ② 雇用保険受給説明会にて『雇用保険受給資格者証』の交付を受ける。（①より 1～2 週間後）
- ③ ②の『雇用保険受給資格者証』の両面をコピーし、被扶養者異動届・扶養状況調査書とともに健保組合へ提出。

②のとおり、『雇用保険受給資格者証』の交付には日数がかかりますので、『雇用保険受給資格者証』交付後、2 週間以内にお届出頂いた場合、退職日の翌日（前健康保険の資格喪失日）に遡り、認定させて頂きます。但し、上記過程にてご本人様の都合による遅延と思われる場合は、遡っての認定はできませんので、ご了承下さい。

受給する失業給付の日額が 3,611 円（60 歳以上又は障害年金を受給できる程度の障害者の場合は 5,000 円）より多い方につきましては、待機期間・給付制限期間終了後、失業給付を受給開始されますと、認定対象外となりますので、必ず被扶養者異動届に被保険者証を添付頂き、認定削除のお届出をして下さい。失業手当受給終了後、無職無収入または収入基準未滿の就労の場合は、認定可能ですので、再度ご申請頂けます。

また、失業給付を受給されない方、延長される方につきましては、従来通り、離職票 1・2（原本）のご提出により、認定審査をさせて頂きますので、手続き等につきまして変更はございません。